

◎新潟県告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
アースサポート 阿賀野	新潟県阿賀野市 保田2844	アースサポート株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	令和7年3月 26日	令和7年4 月30日
ニチイケアセン ター長岡	新潟県長岡市喜 多町1107番地1	株式会社ニチイ学 館	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和7年4月 16日	令和7年5 月31日
株式会社アルプ スビジネスクリ エーション南魚 沼店	新潟県南魚沼市 六日町801番地9	株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和7年4月 30日	令和7年5 月31日